

平成 1 9 事業年度

〔 自 平成 1 9 年 4 月 1 日  
至 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 〕

第 3 期

事 業 計 画

西日本高速道路株式会社

## ・ 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されている通り、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成19事業年度の事業計画については、事業全体としては総額4,363億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は3,595億円の事業費を予定している。資金計画書については、合計2,129億円の資金を政府からの財政投融资（政府保証債）や民間金融機関からの借入金等で調達する予定である。収支予算については、当期純利益として15億円発生する予定である。

## ・事業計画

### 1. 高速道路事業に係る事業計画

平成19事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、地域の発展と暮らしや利便性の向上に貢献する、より安全で使いやすい高速道路ネットワーク整備の計画的かつ着実な執行を図るために1,872億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと1,695億円）を予定している。なお、本事業年度内の開通予定道路として、近畿自動車道（みなべ～田辺）6km及び一般国道1号（第二京阪道路）（阪神高速接続部～巨椋池）1kmを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、1,723億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、道路事業に係る平成19事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	近畿自動車道など計13道路276km（1）の新設（このうち、近畿自動車道（みなべ～田辺）6km及び一般国道1号（第二京阪道路）（阪神高速接続部～巨椋池1km）を平成19年度開通予定） 近畿自動車道など計3道路49kmの改築	1,872
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理（2）	中央自動車道など計40道路3,258kmの維持、修繕等	1,723
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計A（高速道路事業）		3,595

：なお、上記以外に道路資産賃借料5,151億円の支出が存在する。

：端数処理の関係により合計が一致しない場合がある

1：276kmには、第二名神の当面着工しない区間（大津JCT～城陽、八幡～高槻第一JCT）の延長35kmは含まない。

2：この中には、日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に基づく管理有料道路（関門トンネル）の維持、修繕等（所要資金12億円）を含む。

## 2 . 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成19事業年度における高速道路事業以外の関連事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の適正な管理及び今後の事業準備を行うために、事業費73億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、新直轄方式で建設されている高速道路についての国の委託事業や、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、672億円の受託事業費を予定している。

なお、その他事業については、有料駐車場事業、トラクターミナル事業、高架下の占用施設活用事業、不動産賃貸事業、Webサイトなどでの広告事業、出版事業の他、新直轄方式で整備する区間の技術支援業務等のために22億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成19事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	中央自動車道西宮線大津サービスエリアなど計251箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	73
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（1）	中国横断自動車道などの新設に関する受託工事、「一般国道1号改築事業の合併施行(枚方～門真)における工事等の施行に関する平成19年度協定」に基づく受託工事ほか	672
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		
その他の事業等	有料駐車場事業1箇所、トラクターミナル事業2箇所、占用施設活用事業127箇所、不動産賃貸事業、広告事業、出版事業ほか	22
合計B（高速道路事業以外）		768
合計（A+B）		4,363

：端数処理の関係により合計が一致しない場合がある

1：この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金4億円を含む

## 資金計画書

平成19事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	6,624	6,624	
関連事業営業収入	792		792
SA・PA事業収入	104		104
その他の事業収入	16		16
受託事業収入	672		672
営業外収入	0	0	0
(資本的収入)			
社債・借入金	2,129	2,129	(2,129)
政府保証債	923	923	(923)
政府からの無利子借入金	0	0	(0)
機構からの無利子借入金	0	0	(0)
財投機関債	250	250	(250)
民間借入金	956	956	(956)
前期繰越金	687	667	(209)
合 計	10,233	9,421	(2,338)
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	1,299	1,299	
道路維持管理費	569	569	
道路業務管理費	449	449	
一般管理費等	267	267	
関門トンネル管理費	12	12	
道路資産賃借料	5,143	5,143	
関連事業管理費	743		743
SA・PA事業管理費	54		54
その他の事業管理費	16		16
受託事業営業費	672		672
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	1,872	1,872	(1,836)
新設・改築費	1,695	1,695	(1,660)
一般管理費	108	108	(107)
支払利息等	69	69	(69)
高速道路修繕費	424	424	(293)
修繕工事費	381	381	(259)
一般管理費	31	31	(22)
支払利息等	11	11	(11)
関連事業建設費	25		25
SA・PA事業建設費	19		19
その他の事業建設費	6		6
社債等償還金	0	0	0
次期繰越金	723	680	(209)
合 計	10,233	9,421	(2,338)

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

高速道路事業欄の( )書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

前期繰越金には前年度の「道路資産賃借料」の未払金421億円を、次期繰越金には当年度の「道路資産賃借料」の未払金429億円を含む。

## 収支予算書

平成19事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
・高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	7,083	7,083	
(1) 料金収入	6,578	6,578	
(2) その他収入	504	504	
・道路資産完成高	504	504	
2. 営業費用	7,072	7,072	
(1) 道路資産賃借料	4,906	4,906	
(2) 道路資産完成原価	504	504	
(3) 管理費用	1,391	1,391	
・維持修繕費	542	542	
・管理業務費	432	432	
・一般管理費	254	254	
・租税公課	15	15	
・減価償却費	128	128	
・関門トンネル管理費	19	19	
(4) 引当金等	269	269	
高速道路事業営業利益	10	10	
・関連事業営業損益			
1. 営業収益	742		742
(1) SA・PA事業収入	99		99
(2) その他の事業収入	15		15
(3) 受託事業収入	627		627
2. 営業費用	716		716
(1) SA・PA事業費	71		71
(2) その他の事業費	17		17
(3) 受託事業費	627		627
関連事業営業利益	25		25
全事業営業利益	36	10	25
・営業外収益	0	0	0
・営業外費用	10	10	0
經常利益	25	0	25
・特別利益	0	0	0
・特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	25	0	25
法人税、住民税及び事業税	10	0	10
法人税等調整額	0	0	0
当期純利益	15	0	15

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

引当金等には、ETCマイレージ等割引にかかる割引分を計上。